

## 東京都震災復興検討会議設置要綱

10 政政策第 115 号 平成 10 年 10 月 8 日  
改正 14 総防災第 202 号 平成 14 年 6 月 24 日  
改正 16 総防管第 209 号 平成 16 年 5 月 10 日  
改正 26 総防管第 1789 号 平成 26 年 11 月 12 日  
改正 29 総防管第 2541 号 平成 30 年 4 月 1 日

## (設置目的)

第1 平常時において、東京都震災復興検討委員会（以下「委員会」という。）が東京都震災復興検討委員会設置要綱（平成9年7月7日付9政政策第72号政策報道室長決定）第2第1項の規定に基づき検討する事項に関し、専門的見地から意見又は助言を得るとともに、東京都震災復興本部の設置に関する条例（平成10年東京都条例第77号）第1条に基づく東京都震災復興本部（以下「本部」という。）の設置時において策定する東京都震災復興計画に関し、専門的見地から提言を得るため、東京都震災復興検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2 会議は、次に掲げる事項について検討し、その結果を、平常時においては委員会に意見を表明し又は助言し、本部設置時においては本部に提言する。

## (1) 平常時

- ア 東京都震災復興マニュアルに関すること。
- イ 個別の震災復興施策に関すること。
- ウ その他、震災復興に関し、委員長が必要と認めること。

## (2) 本部設置時

- ア 東京都震災復興計画の理念等に関すること。
- イ その他、震災復興に関し、東京都震災復興本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めること。

## (構成)

第3 会議は、第2に掲げる事項について知見を有する者のうちから、委員長（本部設置時は本部長）が委嘱する20名以内の委員で構成する。

## (委員の任期)

第4 委員の任期は委嘱の日から2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## (座長及び副座長)

第5 会議に座長及び副座長を置く。座長は、委員の互選により選任し、副座長は座長の指名によ

り選任する。

2 座長は、会議を主宰する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6 会議は、平常時は委員長が、本部設置時は本部長が招集する。

(関係職員の出席)

第7 座長は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第8 会議は、公開で行うものとする。ただし、会議での決定により非公開とすることができる。

2 会議録は、公開するものとする。ただし、会議での決定によって一部非公開とすることができる。

(幹事)

第9 会議に、幹事を置く。

2 幹事は、会議に出席し、会議における検討を補佐する。

3 幹事は、「東京都震災復興検討委員会設置要綱」第5に定める幹事会の構成員をもって充てる。

(庶務)

第10 会議の庶務は、総務局、政策企画局及び都市整備局において処理する。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。